

# 令和7年度第2回東郷町地域福祉グランドデザイン策定委員会議事録

## 【開催日時】

令和7年9月26日（金）

開会 午後1時30分

閉会 午後3時10分

## 【開催場所】

町民会館2階 大会議室

## 【出席委員：12名】

委員長 (福井県立大学 看護福祉学部 教授)

委員 (東名古屋東郷町医師会 代表)

委員 (東郷町社会福祉協議会 会長)

副委員長 (東郷町民生委員児童委員協議会 会長)

委員 (東郷町障がい者団体連絡会 会長)

委員 (尾張東部権利擁護支援センター センター長)

委員 (NPO法人地域の応援団えがお 代表)

委員 (東郷町駐在員会 会長)

委員 (東郷町老人クラブ連合会 会長)

委員 (東郷町子ども会育成会連絡協議会 会長)

委員 (愛知保護区保護司会東郷部会 部会長)

委員 (公募委員)

## 【欠席委員：4名】

委員 (愛知県立大学 教育福祉学部 教授)

委員 (瀬戸保健所 健康支援課長)

委員 (愛知県尾張福祉相談センター 次長兼地域福祉課長)

委員 (社会福祉法人東郷ひなた 理事長)

## 【傍聴者：0名】

## 【議題】

(1) 計画素案について（資料1）

(2) 事業一覧について（資料2・資料3）

## 【会議の概要】

1 あいさつ

2 議題

3 意見交換

## 1 あいさつ

(委員長)

皆さまこんにちは。この計画も山場に差しかかっており、本日、この場で多くの内容が決定される見込みです。一方、国の動きとしては、令和7年度6月に地域福祉計画の重要なポイントとなる社会福祉法の見直しに関する中間まとめが示されました。その中で、東郷町の計画も当然ながらこれに対応していく必要がありますが、特に「身寄りのない高齢者への支援」が手厚くなっています。一方で、重点的に取り上げられています。今後、ひとり暮らしの高齢者や身寄りのない高齢者を地域でどのように支えていくかが、計画の基本的な柱となります。本人が地域で暮らしたいと望まれる場合は最期まで暮らすことができる、それが叶えられるようなサービスが整っているか、また、そのような計画になっているかが重要なポイントであると考えています。中間とりまとめでは「意思決定」についても言及されており、本人自らの意思決定に沿って支援を行うことが求められています。これはヨーロッパ諸国では当然の考え方です。例えば、2階で暮らしたいと本人が望まれた場合、それが実現されるように支援する、本人の気持ちを尊重するということは人権尊重という考え方になります。今回の法改正に関する中間取りまとめは、令和2年の社会福祉法の改正をふまえ、その5年後の見直しとして取りまとめたものです。本計画においても、こうした方向性をふまえ、実現可能な計画となるよう、皆さまからの忌憚のないご意見をお願いします。

## 2 議題

(1) 計画素案について

(事務局)

<資料1に基づき説明>

(2) 事業一覧について

(事務局)

<資料2・資料3に基づき説明>

## 3 意見交換

(委員長)

ありがとうございました。意見交換に入る前に審議をさせていただきます。

先ほど事務局より素案の基本理念について審議の依頼がありましたので、この場で決定いたします。

第1次東郷町地域福祉グランドデザインの基本理念をふまえ、前回の委員会後に委員の皆さまの投票により決定した、「いつでも どこでも だれとでも みんなでつくる あたたかいまち」の後ろに、アルファベットで「TOGO」を追加する案について、審議をお願いしたいと思います。最初にご意見のある方は挙手をお願

いします。

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

基本理念にアルファベットでT O G Oをつける案について承認される委員の方は挙手をお願いいたします。

＜一同挙手＞

(委員長)

挙手が多数でしたので、基本理念は承認されたものとし、決定いたします。

続いて意見交換に移ります。先ほどの事務局の説明につきまして、ご質問がありましたら、この場でお話ください。また、日頃の地域活動の状況や、委員それぞれの立場・視点から見た地域福祉について、普段感じていることなどをお話いただければ幸いです。

委員名簿の順にご発言をお願いしますが、時間の都合上おひとりあたり3分程度でお願いいたします。

(委員)

資料2と資料3の第2次東郷町地域福祉グランドデザイン事業一覧についてですが、町と社協が同じ取組をしているにもかかわらず、取組のラベル番号が違っているため、同じ番号の方がみやすいのではないかと思います。社協の取組数が少ないので、同じ番号にすると社協の取組が穴あきのような形になってしまふかもしれません、比較する際には、同じ番号の方が見やすいと思います。社協の取組が利用者に近いところで活動されていて、後方支援として町が活動するという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

私は計画全体を通して特に意見はありません。令和8年度から始まる重層的支援体制や発達障がい者への支援につきましては、基本的には自治体が主体となって取り組むのですが、それに対して社協がどのような形で協力できるのかが気になります。社協が担うべき取組と自治体が進めていく取組のすみわけについて、どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

(委員)

民生委員の立場として申し上げます。昨日も役員会を開き、今後はこの方針で進めていきたいことを話し合いました。本計画にもその内容が反映されておりました。日頃から福祉課と密にコミュニケーションを取っていることの成果だと思いました。

質問ですが、資料3の施策(2)の取組3「民生委員・児童委員の活動支援」の

取組内容に「東郷町民生委員児童委員協議会への助などの成を通じて」とあるので、文章の修正をお願いします。

また、資料2の施策（4）の取組9「居場所のための公共施設等の活用検討」の担当課についてですが、地域の居場所づくりの方で、居場所のための公共施設等の活用検討ということであれば、地域協働課も関係すると思うので、担当課に地域協働課も入れてはどうでしょうか。

（委員）

立派な計画を作成していただき、ありがとうございました。ただ、読むのに2時間ほどかかり、内容を理解するのに1日ほど要しました。全体を通して期待するのは、基本目標が町民全体に十分理解されることです。子どもから高齢者まで理解できるように、これからどのように周知していくかが重要だと思います。基本理念は文章としては考えやすいですが、これを実際に成果につなげていくことが課題であり、それが大切だと思っています。ひとつひとつ検討しながら、実際の活動につなげていただけたらありがとうございます。

私たちの障がい者連絡会では、障がいに関する話をしていますが、近年、各地で大きな地震が発生しています。その中でいつも問題になるのは、障がい者の避難についてです。この点について十分な説明がされておらず、地震が起きた際に障がい者の方々はどうすればよいのかがわからず、困っているという声を多く聞きます。そこで、障がい者の災害時の防災について学ぶため、障がい者連絡会では「誰ひとり取り残さない防災を目指して」というテーマで、防災講演会を開催する予定です。講師は、社会福祉法人さくらんぼの会の理事の方です。開催日は11月1日（土）で、社協にお申し込みいただければ、どなたでもご参加いただけます。障がい者が災害時に防災はどうしたらよいか悩まないように、安心して暮らせる環境づくりをしていければと思っております。

（委員長）

中間とりまとめでも災害に関する内容が含まれておりますので、今後の計画においても、どうぞよろしくお願いします。

（委員）

資料1のP52のNo.34「身寄りのない人の支援のあり方の検討」について、委員長からもご発言がありましたが、どの地域においてもこの問題は今後しっかりと取り組んでいかなければならぬ課題であると感じています。将来的にも日本では人口構成の変化や核家族化が進むことが予想される中、今から取り組むべき重要な問題であると思います。

国のモデル事業として令和8年度に、東郷町・日進市・長久手市の3市で身寄りのない方への支援について検討するためのモデル事業を行う予定でしたが、令和8

年の国の予算がなくなったため、事業としての実施が困難となりました。代わりとして、別の事業に予算がつけられ、生活困窮者の枠で、身寄りがなく、死後事務対応や緊急連絡、入院・入所の身元保証などに課題を抱える生活困窮の方に対して国の補助が付くこととなりました。ただ、この補助制度の対象は福祉事務所設置自治体ということであり、東郷町は該当しないため、補助金の申請・獲得が難しい状況となっています。そのような中でも、国の予算がないから取組を止めるのではなく、町としてこの問題にどう向き合っていくかをしっかりと考えていく必要があります。長久手市の対応は、現時点では不明ですが、日進市では議会においても今後も継続して取り組んでいくとの答弁がされています。この課題に対して、予算面も含めて、町としての方針を明確にしていただきたいと思います。

具体的なことが資料2のNo.34「身寄りのない人の支援のあり方の検討」とあります。現時点では「検討」にとどまっており、具体的な内容が示されていません。今は、具体的な施策を記載することは難しいかもしれません、東郷町内でも身寄りの方がいないために入院・入所の身元保証がなく、体調に不安があっても計画入院ができず、入院を勧められても困ることから通院を控えている方もいらっしゃいます。その結果、病気の発見が遅れるなどの事態も生じており、不安を抱えながら生活している方がいるという現状があります。このような状況をふまえ、ここにはより具体的な対応を考えていくことが必要だと思います。その中で、私たちも広域のセンターとして、できることを協力・連携しながら進めていければと考えております。

さらに、資料3のNo.23の事業名についてですが、記載されている2つの事業名が「日常生活自立支援事業の実施」と「日常生活自立支援事業の利用促進」となっています。「日常生活自立支援事業の利用推進」の事業内容には「制度の紹介」とありますが、何の制度を指しているのかがわかりづらいです。これは成年後見制度のことではないかと思いました。「制度の紹介や適切な判断による申立支援など」との記載内容からも、成年後見制度の利用促進を目的とした事業であるように感じられます。その理解で正しいのであれば、事業名や記載内容の修正をお願いします。

最後に、市民後見制度の推進についてですが、今、不景気の中にあっても、市民後見人の皆さんには大変ご活躍いただいています。市民後見人が活躍されることで、後見人を必要とする方々が社会参加していくことができ、また、市民後見人ご自身にとっても、支援に関わることが社会参加の意義となり、人生が豊かになっていくという、こうした取組であると認識しています。このような市民後見の推進については、社協も関わっていただいており一体的に推進しているものと理解しています。社協でも一緒に市民後見の推進をこれまで一緒に取り組んでいただいていることを盛り込んでいただければと思います。

(委員長)

非常に重要な意見をいただき、ありがとうございました。今回の中間とりまとめ

にも成年後見人制度に関することが含まれています。回答できる範囲で構いませんので、現時点での町としての検討状況や、今後の方向性についてどのように考えられているかご意見をいただきたいです。

(委員)

先ほど、委員よりご発言がありました「身寄りのない人への支援のあり方の検討」について、ケアマネジャーの視点からお話をさせていただきます。基本的に身寄りのない人はほとんどおらず、身寄りはいるが頼れない人が多いように感じます。現在、ケアマネジャーとして特に困っているのは、認知症などによりご本人が状況を伝えられないで、病院の付き添いをケアマネジャーに求めるケースが増えています。毎回病院の付き添い、入院の手続きを行う場合もあります。救急搬送された際にご家族へ連絡しても「ケアマネジャーが対応してください。」と言われることがあり、ケアマネジャーが付き添いや手続きを担うケースが増えてきています。「身寄りがない人への支援」と表現すると、支援対象が本当に身寄りのない人に限定されてしまい、支援の幅が狭まってしまいます。そのため、制度設計にあたっては、「支援を受けられない人の支援」という視点で広くとらえていただければと思います。成年後見に関わる中で、身寄りの方に連絡をしても葬儀への参列や遺骨の引き取りを断られる一方で、「通帳は送ってください。」と財産のみを求めるケースも見受けられます。最期に本人が自分らしく生きて全うするにはどうすればよいか、皆さんで考えていくことが大切です。身寄りはあるが頼れない人たちを、今後どのように支えていくかについて、地域全体の課題として考えていくとよいと思います。

昨年、知多地域権利擁護支援センターが身寄りのない方への支援を継続して取り組み、講演会も開催していました。その際に紹介された内容として、成年後見制度を利用できるのは、認知症の方など判断能力が低下した方ですが、低下はしていないが銀行に通帳をもってお金を下ろしに行けないという方もいます。そういう方はどうしたらよいのか、ということで始めた活動らしいのですが、制度を利用するための入口として、互助会に加入し、皆でお茶を飲んだり助け合ったりする会を設けるという取組が紹介されていました。それが居場所づくりや仲間づくりにもつながっており、非常に興味深いと感じました。こうりした取組を東郷町においても検討してもよいのではないかと思いました。

(委員長)

ケアマネジャーの業務範囲を超えてきているのも課題となってきています。

(委員)

自治会の加入率が5年前と比較して10~11%低下しています。資料1の32ページに具体的な取組が示されていますが、本当に効果の上がる取組をしていただけたいたいです。No.6の取組に自治会加入ポストの設置やパンレットの配布と記載がありま

す。諸輪地区で独自にパンフレットを作成して新しく転入された住民の方に配布していますが、なかなか加入につながっていないです。

自殺対策についてですが、子どもの自殺が多いのは非常に嘆かわしく深刻な課題であると感じています。いじめの対策など、対応が難しい部分もあるかと思いますが、重点的に取り組んでいただきたいです。

(委員長)

中高生の自死が急増しており、非常に深刻な問題です。

(委員)

資料3のNo.7「地域の防災・災害対応力の強化」について、災害時の避難所は小学校、公民館、コミュニティセンター等になると思いますが、まず誰が行って鍵を開けるのかというの問題になるので、決定しておく必要があります。

(委員)

子どもの育成という観点で話をさせていただきます。資料1のP39のNo.14の取組の中に、現在、中学校区に子育て支援センターを整備しているので、この機関の名称を入れるとよいと思いました。

最近の異常気象に関連して、熱中症対策としてのクールスポットの設置や、脱水症状、熱中症を防ぐための取組を実施していると思いますので、このような取組を今後さらに強化するとよいと思いました。

災害に限らず、高齢者の救急搬送が多いという話も聞いていますので、災害対応だけでなく、日常の健康管理や予防の観点からも、広く対応を考えていく必要があるのではないかでしょうか。

(委員長)

子育て支援センターの追記をお願いします。

(委員)

保護司会では、7月に「社会を明るくする活動」の協調月間として、記念講演会を開催しました。愛知保護区では、7月に豊明市で講演会を開催し、東郷町では推進委員会の協力のもと、9月にいこまい館で講演会を開催しました。協調月間ということで、町民会館のホワイエにて機運を高めるために出発式を行いました。また、公共施設、コンビニ等にポスター配布したほか、小・中学生を対象とした作文募集など、広報活動等に努めました。これが私の活動報告となります。

資料1のP54「犯罪や非行をした人の社会復帰への支援の推進【再販防止推進計画】」に関する取組の中で、No.36の取組には、先ほど私が申し上げたような内容を実施しています。

また、No.36 の取組の 2 つ目の項目に「愛知県や民間団体等と連携し、薬物依存問題に対応するための各種取組を進めます。」とあり、私も保護司とともに、愛知県の薬物乱用防止指導員を委嘱されております。現状では、東郷町の文化産業まつりの会場にて啓発活動を行う程度であり、今後は更に活動を強化していきたいと考えているので、事務局のご協力もお願ひいたします。

資料 2 の No.36 から No.38 にかけて、関連する具体的な取組が記載されていますが、No. 38 「民間協力者等の活動支援」には、保護司と更生保護女性会が記載されています。表現についてあまり細かくこだわる必要はないかもしれません、「民間協力者等の活動支援」とあると、私共も民間活動者という位置づけになるのでしょうか。法務大臣より委嘱を受けて活動している立場ですので、この表現が気になりました。他の市町村と様式を揃えて作成されているとは思いますが、表現についてご検討いただけたるとありがとうございます。

(委員)

資料 1 の 2 ページの「地域福祉とは」について、「年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように」と記載されていますが、子どもの権利や子どもに関する項目が少ないと感じました。課題としてあげられていないからかもしれません、子どもの自殺率が高いというのも課題だと思います。子どもはこのような会議の場に参加することはなく、計画を作る場への参画もできません。問題があっても、何が問題で困っているのかを言葉でうまく表現できないこともあります。その結果が自殺率の増加につながっているのではないかと思います。日進市では「子どものまちをつくろう」といった取組や「子どもの権利条約について子どもが考えよう」活動が行われており、豊田市においても、子どもの権利条約に関するフォーラムが開催されるなど、他の自治体では子どもの権利についての取組が進んでいます。そのような内容が東郷町の計画にも入るとよいかと思いました。

また、中高生の居場所がないという声もよく聞きます。放課後に勉強する場所がないという話もあり、居場所がないことで息苦しさを感じ、自殺につながってしまう可能性もあるのではないかと思います。この計画がこども計画の上位計画にあたるのであれば、こうした視点も含めて、計画の中に記載していただきたいと思いました。

(委員長)

では、事務局から回答をお願いします。

(事務局)

順番に回答をさせていただきます。

まず、「資料 2 の 9 地域の多様な居場所づくりの担当課に地域協働課も入れたほうがよいのでは」につきましては、担当課の見直しをさせていただきます。この後、

各課に照会をかける予定となっておりますので、他の事業の実施状況も確認させていただき、盛り込めるようにしていきたいと考えています。

「身寄りのない方への支援については検討中ということだが、町はどこまで進んでいるか」につきましては、現在、尾張東部権利擁護支援センターと話を進めていますが、補助金がないという話については、把握できていませんでした。今後の身寄りのない方の支援については、必要な取組であると感じていますので、今回、モデル的に事業を進めたいという思いはあります。今後は、予算も含めて検討していきたいとのみの返答になりますが、町としては前向きに取り組んでいこうという姿勢で、高齢者支援課と福祉課において行っていますので、「検討中」という形でとどめさせていただきたいと思います。

「自殺対策に関して子どもの自殺率が増加していることに対する取組の部分」につきましては、資料2の（5）生きることを支え合う地域づくり【自殺対策推進計画】No.39の取組の「学校での周知・啓発」や、No.40の取組の「町職員及び教職員の対応力向上」というところで学校と連携して児童生徒にSOSの出し方の教育等に力を入れていければと考えているため計画に盛り込んでいます。

「災害時の避難所の鍵の問題」につきましては、町の職員が初動要員となっており、最初に避難所を開設する決まりとなっています。学校の場合は学校の先生に来ていただく必要がありますが、その場で避難所を開設するかどうかの判断をさせていただく決まりとなっています。

「子育て支援センター」につきましては、記載します。

「熱中症対策のクールスポット」につきましては、No.7の取組に「こども110番の家、クールスポット等の登録や登下校時の見守りを促進し、見守り体制の充実を図ります」と記載されていますが、異常気象への対応強化という観点では記載がないため、そちらについても検討をさせていただきます。

「民間協力者」の表記につきましては、民間協力者に関する表現は検討させていただきます。

「子どもに関する部分」につきましては、東郷町ではこども条例を町として制定しており、これは他市町村よりもいち早く制定しているのではないかと思います。今回の計画において、子どもに関する記載が若干薄いというご指摘は確かにそうですが、子どもに関しては、妊娠から出産、教育分野までの流れをほぼもれなく把握し、対応している状況です。おそらく、グランドデザインでは、実態がつかみにくい部分に対して手厚く対応しているため、結果としてこのような構成になっているのではないかと考えています。今後、計画のP4に記載されている「計画の位置付け」の中で、現在の「東郷町子ども・子育て支援事業計画」から「こども計画」という、少し大きな計画へと移行していくという国からの動きを聞いています。そうすると、ここに置かれている位置付けもう少し大きな枠組みでの計画に変わっていくと思います。

(委員長)

そうなのですが、やはり社会福祉法では、高齢者、児童、障がい者といった対象が明記されていますので、このあたりが計画の中にきちんと盛り込まれていないと、社会福祉の本来の趣旨が薄れてしまうように感じますので、なるべくこの点につきましては、記載をお願いしたいと思います。

(事務局)

「取組のラベルの番号」につきましては、社協の状況もふまえたうえで照らし合わせ、見やすい配置にしていきたいと考えております。

「資料8ページ、9ページ、14ページ、15ページの部分は情報量が多いのではないか」につきましては、皆さまから特にご意見がなかつたため、このままの形で進めさせていただきたいと考えております。

(事務局)

民生委員の取組の部分につきましては、文言の修正を行います。

資料3のNo.23の事業名の表記につきましては、「日常生活自立支援事業の利用促進」から「成年後見制度の利用促進」に修正します。

「市民後見人の養成」につきましては、日常生活自立支援事業の担当者が市民後見人養成講座の教育を行う予定ですので、「担い手養成支援」の欄に、項目を追加する形で記載させていただきます。

また、行動指針につきましては、「記載なし」という形でご説明させていただきましたが、特にご意見がありませんでしたので、このまま記載なしで進めさせていただいていただきます。

(委員長)

本日は貴重なご意見ありがとうございました。今後とも忌憚のないご意見いただければと思います。他にご意見がないようですので、本日の議題はこれで終了とします。

スムーズな議事進行にご協力をありがとうございました。それでは進行を事務局に返します。

(事務局)

最後に事務連絡です。次回は令和7年11月14日(金)午後1時30分を予定しています。お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席くださいますようお願いします。

それでは、以上を持ちまして、令和7年度第2回東郷町地域福祉グランドデザイン推進委員会を閉会します。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。お気を付けてお帰り下さい。

閉会